

練馬区立光が丘第八保育園運営業務委託事業者選定委員会設置要綱

平成 17 年 4 月 10 日

17 練児保第 72 号

(設置)

第 1 条 練馬区が設置する区立光が丘第八保育園（以下「保育園」という。）を運営委託するにあたり、その事業者を適正に選定するため、保育園運営業務委託に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 保育園の運営委託を行う事業者の選定に関すること。
- (2) その他区長が必要と認めること。

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる職にある者につき、区長が任命または委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 児童青少年部長
- (2) 練馬区立保育園園長経験者 1 名
- (3) 有識者 3 名

(会長)

第 4 条 委員会に会長を置く。会長は委員の互選により選出する。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員の会議への代理出席については、あらかじめ委員会において承認を得た場合にこれを認めるものとする。
- 5 会議は非公開とする。ただし委員会が認めた場合はこの限りではない。

(情報の公開)

第 6 条 会議の資料は、練馬区情報公開条例の対象文書となる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、児童青少年部保育課において処理する。

(守秘義務)

第8条 委員は、事業者の決算書あるいは提案書等その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会において別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年5月1日から適用する。
- 2 この要綱は、事業者の選定をもって廃止する。